

宇土市における建物の高さ制限と用途地域

用途地域	建蔽率	容積率	外壁後退	絶対高さ	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影制限	高度地区	
第一種低層住居専用地域	40 50	80 100	1m 無	10m	適用距離：20m 適用数値：1.25	-	基準高さ：5m 適用勾配：真北方向 の水平距離×1.25	熊本県建築基準条例第24条の2を参照	都市計画によって定められた場合 (宇土市は該当なし)	
第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	-	○			
第一種中高層住居専用地域	60	200	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：20m 適用数値：1.25	- ※日影制限がある 為、制限なし			
第二種中高層住居専用地域	○	○	-	-	○	○	○			
第一種住居地域	60	200	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：20m 適用数値：1.25	-			
第二種住居地域	60	200	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：20m 適用数値：1.25	-			
準住居地域	60	200	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：20m 適用数値：1.25	-			
田園住居地域	○	○	○	○	○	-	○			
近隣商業地域	80	200 300	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：31m 適用数値：1.25	-			-
商業地域	80	400	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：31m 適用数値：1.25	-			-
準工業地域	60	200	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：31m 適用数値：1.25	-			-
工業地域	60	200	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：31m 適用数値：1.25	-			-
工業専用地域	60	200	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：31m 適用数値：1.25	-			-
用途無指定	70	200	-	-	適用距離：20m 適用数値：1.25	基準の高さ：20m 適用数値：1.25	-	-		

※位置等については、都市計画図をご参照ください

凡例 : 本市にある用途地域

- : 法規定なし

○ : 法規定はあるが、本市に該当用途地域が無い